

白梅学園大学・短期大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白梅学園大学学則第4条、短期大学学則第46条に基づき、白梅学園大学・短期大学図書館(以下「図書館」)の組織・運営についての基本的事項を定めるものである。

(目的)

第2条 図書館は、本学の学習・教育及び学術研究活動に必要な図書・その他の資料を収集・管理し、利用に供するとともに、施設・設備を維持し運用する。

2 図書館は、広く地域社会の成員の生涯学習に寄与するとともに、他の図書館関係機関との相互協力に努める。

(館長)

第3条 図書館に、「学校法人白梅学園事務組織規程」に基づき、図書館長(以下「館長」)を置く。

2 館長は、学長の発議により、教授、准教授、講師のうちから教授会の審議を経て選出された者につき、学長が任命する。

3 館長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 館長は、学長の命を受け、図書館の管理・運営を統括する。

2 館長は、必要に応じ、図書の整備・及び運営に関する事項を、学術情報委員会の協議に付す。

(業務)

第5条 図書館の業務は、「学校法人白梅学園事務組織規程」及び「事務分掌規程」に定める図書館課職員(以下、職員)が行う。

2 職員は、司書及び専門的技術職員を含む専任の職員とする。

3 司書及び専門的技術職員は、図書館の専門的業務、その他の業務に従事する。

(資料)

第6条 図書館は第2条に定める目的を達成するため、文字資料、視聴覚資料、その他多様な資料を備える。

2 資料の収集・管理に関し必要な事項は、別に定める。

(施設及び設備)

第7条 図書館に次の施設及び設備を置く。

- 一 閲覧室

- 二 視聴覚室
- 三 図書館事務室及び整理室
- 四 情報検索等機器類
- 五 その他必要な施設・設備

(利用)

第8条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は、2006(平成18)年4月1日より施行する。

この規程は、2011(平成23)年4月1日より施行する。

この規程は、2014(平成26)年4月1日より施行する。

この規程は、2015(平成27)年4月1日より施行する。